

○山田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

平成24年12月14日規則第13号

改正

令和元年7月30日規則第8号

山田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年山田町条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条第1号及び第2号の規定により長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 自動車の借入れ及びこれに伴う保守に関する契約
- (2) 電子複写機の借入れ及びこれに伴う保守に関する契約
- (3) 事務機器の借入れ及びこれに伴う保守に関する契約
- (4) 情報処理機器(これに付随して使用する物品を含む。)及びソフトウェアの借入れ並びにこれに伴う保守に関する契約
- (5) プレハブ建築物の借入れ及びこれに伴う保守に関する契約

2 条例第2条第3号の規定により長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 庁舎その他の町の施設(付帯設備を含む。)の維持管理業務の委託に関する契約
- (2) 庁舎その他の町の施設の警備、清掃等業務の委託に関する契約

3 条例第2条第4号の規定により長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 歳入の徴収又は収納業務の委託に関する契約
- (2) 廃棄物の収集及び運搬業務の委託に関する契約
- (3) 自動車等運行業務の委託に関する契約
- (4) 学校給食調理業務又は学校給食配送業務の委託に関する契約
- (5) その他山田町が主体となって行うソフト事業の委託に関する契約

(契約期間)

第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、5年を超える期間の長期継続契約を締結することができる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月30日規則第8号)

この規則は、令和元年8月1日から施行する。